

交通政策審議会観光分科会運営規則

（趣旨）

第 1 条 観光分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第 2 条 分科会は分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

（会議の通知）

第 3 条 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第 4 条 会長は、やむを得ない事由により分科会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

（議長）

第 5 条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第 7 条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第 8 条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第 9 条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

(庶務)

第 10 条 分科会の庶務は、国土交通省総合政策局観光政策課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 1 3 年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

交通政策審議会令

(平成十二年六月七日政令第三百号)

最終改正:平成18年12月27日政令第404号

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
交通体系分科会	一 交通体系の整備その他の交通政策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	一 運輸技術及び気象業務に関連する技術の総合的かつ計画的な振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
観光分科会	観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
陸上交通分科会	一 鉄道、道路運送その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。 二 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
海事分科会	一 海運、港湾運送、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること(船員労働委員会の所掌に属するものを除く。) 二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)、造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)、臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

港湾分科会	一 港湾及び航路に関する重要事項を調査審議すること。 二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)及び広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
航空分科会	航空に関する重要事項を調査審議すること。
気象分科会	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただ

し、交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに定めるところにより処理する。

- 2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省政策統括官において処理する。
- 3 技術分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術安全課において処理する。
- 4 観光分科会の庶務は、国土交通省総合政策局観光政策課において処理する。
- 5 陸上交通分科会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、国土交通省自動車交通局総務課において処理する。
- 6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理する。
- 7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局管理課において処理する。
- 8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局監理部総務課において処理する。
- 9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(海事分科会の所掌事務の特例)

第二条 海事分科会は、第六条第一項の表海事分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第十四条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

附 則 (平成一二年一一月一五号政令第四七四号)

この政令は、平成十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日政令第一三六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年十一月二七日政令第三四五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三十一日政令第一六三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日政令第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国土交通省組織令第二条、第四条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條第一項、第二十三条から第二十五条まで、第三十六条、第三十七条及び第五十一条から第五十三条までの改正規定、同令第五十四条を削る改正規定、同令第五十五条の改正規定、同条を同令第五十四条とする改正規定、同令第五十六条の改正規定、同条を同令第五十五条とする改正規定、同令第五十七条の改正規定、同条を同令第五十六条とする改正規定、同令第五十八条の改正規定、同条を同令第五十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四百四十条から第四百四十八条まで、第四百五十一条、第四百六十四条、第四百六十八条、第四百八十二条及び第四百八十三条の改正規定、同令第四百八十四条を削り、同令第四百八十五条を同令第四百八十四条とし、同令第四百八十六条から第四百八十八条までを一条ずつ繰り上げ、同令第四百八十九条を同令第四百八十八条とし、同令第一章第二節第三款第十四目中同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二百二十一条から第二百二十三条まで及び附則第二十五条の改正規定、第三条中国土交

通省独立行政法人評価委員会令第九条の表北海道開発土木研究所分科会の項及び国際観光振興機構分科会の項の改正規定、次条並びに附則第三条の規定 平成十六年七月一日

附 則（平成一六年十一月二五日政令第三六八号）

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年三月一七日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一一七号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年七月一日から施行する。

二 第二条中交通政策審議会令第九条第四項の改正規定

附 則（平成一八年一二月二七日政令第四〇四号）

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

